鳥労基協発第１４号

 　令和３年　３月　１日

　事　業　者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　鳥取労働局登録教習機関

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

令和３年度「床上操作式クレーン運転技能講習」（鳥労登教第４５号）の開催案内

　つり上げ荷重が５トン以上の床上操作式クレーン（床上で運転し、かつ運転する者が荷とともに移動する方式のクレーン）の運転の業務は、クレーン運転士免許を有する者または床上操作式クレーン技能講習を修了した者でなければ就くことができません。そのため当協会では、資格を得るための標記講習を下記のとおり実施することとしましたので、関係者の受講についてご配慮ください。

記

１．受講定員　１００名　定員になり次第締め切ります。

２．講習日及び会場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学　科 | 令和３年　７月２６日（月）２７日（火）の２日間 | 米子食品会館　大ホール（米子市旗ヶ崎2030） |
| 実　技 | 　７月２８日（水）～８月１０日（火）のうち１日 | ポリテクセンター米子　第８実習場（米子市古豊千５２０） |

注）実技講習の各受講者の講習日は、学科講習当日に決定します。実技日程のご希望等ありましたら学科講習の前日までに当協会へ連絡してください。（定員に満たない場合は、実施しない実技日程もあります。）

３．講習日程

 学科　第１日　　８：３０～　８：５０ 受付

　８：５０～　９：００　事務局説明

 　 　　９：００～１７：１５　床上操作式クレーンに関する知識(6h)／

関係法令(1h)

　　　　第２日　　９：００～１７：１５　運転に必要な力学の知識(3h)（Ｃ区分免除）／

 　　　　　　　　　　　 原動機及び電気に関する知識(3h)／

学科修了試験(1h)

実技　第３日 ８：３０～１７：３０　床上操作式クレーンの運転(6h)合図(1h)／

実技修了試験(1h)

（学科及び実技は休憩時間（昼食及びその他）を含みます。）

４．受講資格区分ごとの講習時間及び受講料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 資　　　格　　　区　　　分 | 免除科目 | 受 講 料（税込） |
| **Ａ** | 全科目受講者（Ｂ・Ｃに該当しない者） | な　し | **２５，９０５円**（テキスト１，７０５円含む） |
| **Ｂ** | ・５トン未満の揚貨装置の運転・５トン未満のクレーンの運転・５トン以上の跨線テルハの運転・１トン未満の移動式クレーンの運転・５トン未満のデリックの運転・１トン未満のクレーン等の玉掛けのいずれかの業務に係る特別教育を修了した者であって、６ヶ月以上の当該業務に従事した者 | 実技合図１時間 | **２４，８０５円**（テキスト１，７０５円含む） |
| **Ｃ** | ・クレーン・デリック運転士（デリック限定）、移動式クレーン運転士又は揚貨装置運転士免許を受けた者・小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者 | 学科力学３時間実技合図１時間 | **２２，６０５円**（テキスト１，７０５円含む） |

５．受講申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送して下さい。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭ等でも可）「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普　通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

　（２）受講免除資格の証明について

 ・Ｂ区分　　特別教育修了証の写及び事業者証明（従事期間記入）

　　　・Ｃ区分 免許証又は技能講習修了証の写及び事業者証明

　（３）写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）が２枚必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

６．受講申込み後の受講取消については、学科講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意下さい。

７．受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習１０分前までに受付をすませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

実技講習の服装等については、学科当日に説明いたします。

８．「床上操作式クレーン運転技能講習」は人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象講習です。詳細については、鳥取労働局職業安定課にお問い合わせください。

９．郵送先及びその他不明の点（締切、学科実技等）については、下記へお尋ね下さい。

　　　〒６８９－１１１２　鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

　　　Tel０８５７－５２－７３００　Fax０８５７－５２－７３１１